

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年8月28日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
18号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月8日

守谷市長 松丸修久



1 和解の相手方

住所 取手市新町5-7-23
氏名 島田 三郎

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和6年6月24日 午後0時10分頃

(2) 事故発生場所

守谷市御所ヶ丘五丁目15

(3) 事故の概要

御所ヶ丘小学校の駐車場脇に植樹してある桜の木の太枝が朽ちてしまい、駐車していた乗用車近辺に落下。太枝が乗用車に接触しドア付近を損傷させた。

(4) 損害賠償額

127,241円

報告	頁数
18号	2